

資料編

- ・ 人材育成基本方針・行動規範策定までの経過
- ・ 人材育成基本方針・行動規範策定検討委員会設置要綱
- ・ 人材育成基本方針・行動規範策定検討委員会委員名簿
- ・ 武豊町職員の理想像 委員からの意見結果

武豊町人材育成基本方針・行動規範策定までの経過

平成23年

- 9月21日 武豊町人材育成基本方針・行動規範策定検討委員会設置要綱制定
- 10月11日 第1回策定検討委員会開催・策定の趣旨、スケジュール、住民・職員アンケートの実施について協議
- 10月13日 首都大学東京 大杉覚氏(人材育成アドバイザー)講演、策定検討委員と意見交換会
- 10月27日 職員アンケート(紙媒体)実施(~11月11日)
- 12月1日 第2回策定検討委員会開催 ・職員アンケート集計結果報告、方針構成の検討
- 12月21日 第3回策定検討委員会開催 ・アンケート内容検討、目指すべき職員像の検討
- 12月28日 職員へ職員アンケート結果の公表

平成24年

- 1月23日 第4回策定検討委員会開催 ・人材育成基本方針・行動規範(素案)の検討、意見交換
- 2月29日 第5回策定検討委員会開催 ・人材育成基本方針・行動規範(素案)の検討、意見交換
- 3月6日 職員へ人材育成基本方針(案)の公表・職員の意見募集(~3月9日まで)
- 3月23日 第6回策定検討委員会開催 ・人材育成基本方針(案)に対する職員意見への対応方針検討、協議
- 4月 人材育成基本方針・行動規範の決定、公表

武豊町人材育成基本方針・行動規範策定検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 武豊町の人材育成基本方針および行動規範を策定するため、武豊町人材育成基本方針・行動規範策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、武豊町人材育成基本方針および行動規範の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、町職員で構成し、委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、武豊町人材育成基本方針および行動規範の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、企画政策課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

武豊町人材育成基本方針策定検討委員会委員名簿

(所属・職名は平成23年9月現在)

	所 属	職 名	氏 名
委 員 長	企 画 政 策 課	次長兼課長	廣 澤 不 二 雄
副 委 員 長	環 境 課	課 長	永 田 尚
委 員	総 務 課	課 長 補 佐	竹 内 誠 一
委 員	福 祉 課	主 事	神 田 勇
委 員	子 育 て 支 援 課	指 導 保 育 士	榊 原 直 美
委 員	健 康 課	課 長 補 佐	澤 田 由 美 子
委 員	土 木 課	副 主 幹	佐 伯 広 行
委 員	上 下 水 道 課	副 主 幹	長 澤 成 江
委 員	生 涯 学 習 課 総 合 体 育 館	副 主 幹	武 次 等
委 員	議 会 事 務 局	主 査	野 村 尚 子
事 務 局	企 画 政 策 課	課 長 補 佐	中 野 満
	企 画 政 策 課	副 主 幹	石 川 恭 太